

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和元年7月17日

奈良県立美術館長事務取扱 及川 あずさ

第1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
特別展「生誕125年・没後40年吉川観方ー日本文化へのまなざし」の集荷・陳列・撤収・返納業務
- (2) 業務内容
仕様書によります。
- (3) 実施場所
奈良県立美術館及び各集荷場所（詳細は仕様書に記載）
- (4) 履行期間
契約日～令和2年2月29日

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加者停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q7（諸サービス）に「主」として登録し、かつ主な取引品目・業務内容が「美術品の輸送」で届け出ていること。
- (4) 過去5年間で当館展覧会における美術品の集荷・陳列・撤収・返納業務を履行した実績を有すること。

第3 競争入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、上記2を証明する書類として、参加意向申出書（様式1）誓約書（様式2）、及び契約履行実績証明書（様式3）（以下、「申請書類等」という）を第5の(1)に示す場所に、令和元年7月26日（金）の16時30分までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
- (2) この申請書類等に基づき、第2の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

第4 入札の日時及び場所

令和元年8月7日（水）14時
奈良県立美術館特別応接室（奈良市登大路町10-6）

第5 入札手続きに関する事項

- (1) 契約条項を示す場所、契約を担当する部署等の名称及び問い合わせ先
〒630-8213 奈良市登大路町10-6
奈良県立美術館 総務課
電話 0742-23-3968 FAX 0742-22-7032
- (2) 入札説明書の交付方法
公告の日から令和元年7月26日（金）まで（休館日を除きます。）の9時から17時まで上記(1)において交付します。また、奈良県立美術館ホームページにも掲示します。
- (3) 入札説明会
実施しません。
- (4) 郵便による入札
実施しません。

第6 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第7 その他の事項

- (1) 入札保証金
免除します。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は奈良県契約規則（昭和39年5月25日奈良県規則第14号）第11条の2項に基づき入札金額の100分の5に

- 相当する額を損害賠償請求します。
- (2) 契約保証金
奈良県契約規則第19条に定めるところによります。
 - (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とします。
 - (4) 契約書作成の要否
要します。
 - (5) 落札者の決定方法
落札者の決定は、予定価格以内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
 - (6) 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由が認められたときは、契約を締結しないものとします。
 - (ア) 落札者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - (ウ) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - (エ) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (オ) (ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (カ) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (キ) この契約に係る下請契約等に当たって、上記(ア)から(オ)いずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(カ)に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請け契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (7) 契約の解除
契約の締結後、契約者について(6)の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、(6)の(ア)、(ウ)、(エ)及び(オ)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。
 - (8) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
 - (9) その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。